

小中学校児童生徒の保護者様へ

裾野市就学援助制度についてのお知らせ

裾野市教育委員会教育総務課

就学援助制度とは、経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などについて援助をする制度です。

1. 就学援助対象者とは

この制度によって援助を受けられるのは、就学困難な児童生徒の保護者で、生活保護を受けている方(要保護といいます)、または、生活保護を受けている方に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方です。(準要保護といいます)

準要保護の認定にあたっては、下記の項目のいずれかに該当するか、申請に基づき教育委員会で審査し認定します。

A 次のいずれかの措置を受けている方。[]は提出書類

- ① 生活保護を受けていたが停止または廃止された。[生活保護廃止(停止)決定通知書の写し]
- ② 市民税の非課税・減免、個人の事業税の減免、固定資産税が減免されている。
[非課税証明又は減免通知書の写し]
- ③ 国民年金の掛金が減免されている。[減免決定通知書の写し]
- ④ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている。[減免・猶予決定通知書の写し]
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている。[証書の写し]
- ⑥ 生活福祉金による貸付を受けている。[貸付決定通知書の写し]

B 上記以外の理由により、経済的に就学が困難な方。

2. 申請方法

申請書は、お子さんの通学している学校でご用意しますので、学校へお申し付けください。

【提出書類】

- ・ 就学援助費申請書（収入状況は0円でもすべて記入してください）
- ・ 上記該当項目の[]の書類
- ・ 前年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し（同居家族全員分）

公的年金受給者の方についても年金の源泉徴収票の提出をお願いします。

【提出先】 通学している学校

(小中学校にそれぞれお子さんがいる家庭は、小学校へ提出してください。)

【審査結果】 申請日の翌々月を目途に学校を通じてお知らせします。

申請書に虚偽の記載があった場合は、認定を取り消し援助費を返納いただくことがあります。

(裏面へ続きます)

3. 就学援助費の支給額（年額）

援助の種類	小学校		中学校		備考
	対象学年	援助の内容	対象学年	援助の内容	
学用品費	1年生	11,630円	1年生	22,730円	年間3回に分けて支給します。年度途中認定者は減額となります。
通学用品費	2～6年生	2,270円	2～3年生	2,270円	
新入学用品費	1年生	51,060円	1年生	60,000円	4月認定者が対象です。ただし、中学校分については小学6年時点で支給を受けていない場合に限りです。
新入学用品費（入学準備金）	6年生	60,000円			1月1日時点で認定されている小学6年生に支給します。
給食費	全学年	53,900円	全学年	64,900円	認定月以降の支給です。
修学旅行費	6年生	実費	3年生	実費	
校外活動費（宿泊なし）	実施学年	1,600円(上限)	実施学年	2,310円(上限)	
校外活動費（宿泊あり）	実施学年	3,690円(上限)	実施学年	6,210円(上限)	

*医療費は学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかり、学校からの治療の指示を受けたものに関して医療券を交付し、治療費が援助されます。

*認定基準日から支給の対象となります。認定基準日以前のは支給になりません。

4. その他注意事項

- 就学援助の認定された場合、援助費の請求、受領の権限を学校長に委任していただきます。
- 援助金を生活費等に使用することはできません。
- 教育委員会で申請者について所得状況や学校長からの資料をもとに審査し認定しますので、必ずしも認定されるものではありません。
- 税の未申告等により収入状況を確認できない場合は、認定されないことがあります。
- 認定後、生活状況が好転した場合は、速やかに学校に申し出てください。
- 認定された場合は、その情報をお住まいの地区の民生委員へお伝えします。
- 申請は、毎年度必要となります。

ご不明な点は、学校又は下記へお問合せください。

裾野市教育委員会 教育総務課 就学援助費担当
裾野市佐野 1059（市役所2階）

TEL055-995-1837